愛鷹山麓地域環境管理計画の 針を 改正します

富士市では、平成3年に富士・愛鷹山麓地域環境管理計画を兼定し、 自然環境の保全と創造、節度ある利用を図るための諸施策を推進し ています。このほどこの計画の対<mark>象地域の土地利用事業</mark>について、

行政指導方針を改正しますのでお知らせします。

士・愛鷹山麓地域環境管理計画に整合 申請書の受付をすることにしました。 ル以上の土地利用事業についても、宣 て国道四六九号以南とします。 し、都市計画法などに適合するものは 民間事業者が計画する五千平方メート このため、行政指導方針を改正し 土地利用事業の場所は原則とし

基礎備

次のようなものがあります。 企業、 工業団地整備 (五ヘクタール以上) 基盤整備として考えられるものは 研究機関などの技術開発研究

晨林業施設

土地利用事業の行政指導方針改正

てきました。 る五千平方メートル以上の土地利用車 指導方針を定め、民間事業者が計画す 生活に多大な恵みを与えてくれます。 の涵養や治山・治水など、私たち市民富士・愛鷹山ろくの森林は、地下水 業については、 における土地利用事業を優先する行政 こどもの国や森林墓園などの公共事業 この貴重な自然を守るため、富士山 申請書の受付を保留し

生活の質を高めるための整備

然の中で質の高い生活を享受するため

つながるまちづくりの基盤整備と、自 では、市の産業の発展や活性化などに

しかし、現在の大変厳しい財政状況

あります。 考えられるものは、次のようなものが 体験学習施設 自然とのふれあいを中心とした自然 生活の質を高めるための整備として

とも必要です。

について、民間活力を導入していくこ

市民生活を優先した土地利用事業

事前相談を開始

植物園

なお、 関する指導要綱に基づく事前協議申出 **書の受付は十月一日からです。** 四月一日から事前相談を開始します。 富士市土地利用事業の適正化に

問い合わせ

四月一日以降の問い合わせは、 環境政策課 企画課 ☆五五一二七一八 ☆五五 — 二七七六

